

コロケーションルールの見直し等に係る
接続ルールの整備について

報告書（案）

2007年1月23日

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」 報告書(案)

目 次

序章 接続ルール整備の必要性	1
第1章 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し	
1. 第一種指定電気通信設備の指定方法.....	3
2. 地域IP網等に対する指定.....	6
第2章 接続料の算定方法の見直し	
1. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)に係る見直し.....	9
2. 事後精算制度の見直し.....	17
3. 接続料債務の不履行リスクの扱い.....	23
4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定.....	26
第3章 コロケーションルールの整備	
1. 中継ダークファイバの扱い.....	29
2. 局舎スペース等の扱い.....	33
3. 電柱におけるコロケーションルール.....	37
第4章 その他の事項	
1. 屋内配線工事の扱い.....	43
2. 回線名義人情報の扱い.....	46
3. 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し.....	50
第5章 接続ルールの見直し	52

序章 接続ルール整備の必要性

電気通信事業者間の相互接続において、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠である一方、事業者間協議に委ねた場合、合理的な条件に合意することが期待しにくい構造となっている。このため、当該ネットワークへの円滑な接続を確保し、競争の促進及び利用者の利便の増進を図るため、97年11月、当該ネットワークのうちボトルネック性を有する設備を指定し、当該ボトルネック設備との接続について追加的な接続ルールを適用する指定電気通信設備制度が導入された¹。

この接続ルールについては、市場実態の変化や関係事業者等からの意見等を踏まえつつ、その後も数次にわたり見直しが行なわれてきた。しかし、近年、回線交換網からIP網への移行やブロードバンド化の進展によってネットワーク構造自体が変化し、これに伴って、ブロードバンド市場におけるビジネスモデルも大きく変化しつつある。

このため、ブロードバンド市場において新たなビジネスモデルの登場を促すなど一層の競争促進を図り、サービスの多様化等を通じた利用者利便の向上を図る観点から、市場変化等に対応した接続ルールの整備を図ることが必要となっている。これに関連して、総務省「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」(06年9月、報告書公表)における議論において、関係事業者等から現行の接続ルールについて複数の見直しに向けた意見等が提出された。

上記報告書を受け、総務省は「新競争促進プログラム2010」(06年9月)を策定・公表し、その中で、「接続ルールに関する具体的な改善措置を講じる観点から、コロケーションルールの見直し、屋内配線工事に関するルール整備、回線名義人情報に関する取扱い等の見直しを行なう」とともに、「スタックテストの運用ルールの整備、事後精算制度の見直し等」を行なうこととし、「情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する」こととした。

こうした経緯を踏まえ、本審議会は、総務大臣からの諮問(06年10月20日付諮問第1161号)を受け、コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について検討を行なった。

具体的には、総務省が実施した関係各方面からの提案募集(06年10月6日～26

¹ 指定電気通信設備制度は、01年6月の電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正(01年11月施行)により、固定系電気通信事業者を対象とする第一種指定電気通信設備と、移動体通信事業者を対象とする第二種指定電気通信設備の2つの類型が設けられ、現在に至っている。なお、本答申における議論は、第一種指定電気通信設備制度に係る接続ルールに関するものである。

日)及び本審議会における電気通信事業部会・接続委員会合同のヒアリング(同年11月30日)等(以下「提案募集等」という。)を踏まえて審議を行い、当該ルールの見直しについて本答申を取りまとめた。

行政当局においては、本答申を踏まえ、速やかに所要のルール整備に着手し、ブロードバンド市場における公正競争確保のための環境整備を図ることが期待される。

第1章 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し

1. 第一種指定電気通信設備の指定方法

(1) 現状

第一種指定電気通信設備については、各都道府県等毎に全固定端末系伝送路設備の二分の一を超える割合の固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の当該固定端末系伝送路設備及びこれと一体として設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものについて、総務大臣が第一種指定電気通信設備として指定できることとされている(電気通信事業法第33条第1項)。

なお、当該設備の具体的な範囲は平成13年総務省告示第243号(01年4月6日)において規定されており、伝送路設備及び交換等設備については、基本的に網羅的に指定され、ボトルネック性の認められない設備が個別的に除かれる形になっている。

(図表1-1) 第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 ただし、以下の設備を除く。 ・専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ (コロケーションできない局舎に設置される場合を除く) ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ (当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C 準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ (コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
6. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
7. 公衆電話機及びこれに付随する設備
8. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
9. 相互接続点までの伝送路設備

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT持株及びNTT東西(以下「NTT3社」という。)から、第一種指定電気通信設備(伝送路設備及び交換等設備)の指定方法について、現行のネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方法)に改めるべきとの

意見が示された。その理由として以下の3点が挙げられている。

- ① 規定方法の見直しにより、今後新サービスのために、新たに導入する設備については、少なくとも導入当初は非規制となるため、利用者ニーズに対応した迅速なサービス開始が可能となる。
- ② 不可欠性のない(IP・ブロードバンドサービスのほとんど全ての県内)設備が、規制する具体的根拠を示されることなく、指定電気通信設備の対象となっている。
- ③ 接続ルールは、競争促進のためにNTT東西の財産権を制限する面を有しており、私権の制限となる対象設備については、規制する立場にある行政が個別に不可欠性を挙証すべきである。

(3) 考え方

第一種指定電気通信設備の範囲については、制度の趣旨に鑑み、必要十分な範囲に限定することが求められる。

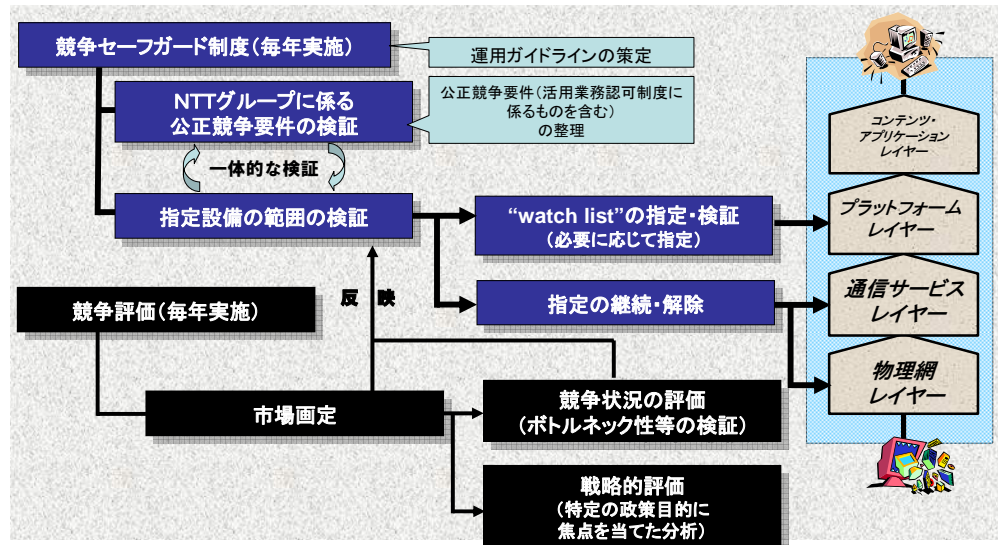
その際、電気通信市場においては急速な技術革新やネットワーク構造の変化が生じていることに鑑みれば、第一種指定電気通信設備の指定方法をポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得る。この場合、当該指定が行われるまでの間に、第一種指定電気通信設備を設置する事業者により市場シェアの獲得が行なわれ、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。こうした可能性を排除する観点から、少なくとも、ネットワークの基本的な構成要素である伝送路設備や交換等設備に対する指定方法としては引き続きネガティブリスト方式を採用することが適当である。

なお、NTT3社は、現行の指定方法の見直しの論拠として、現行の指定方法の下では迅速なサービス提供ができないこと(上記①)を挙げている。この点については、現行の枠組みの下でも、NTT東西の接続約款の変更認可申請について、申請後概ね2か月で認可されているところである。このため、現行の指定方法がNTT東西による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているとまでは認められないが、引き続き、行政当局においては可能な限り迅速な手続きを行なうことが求められる。

次に、NTT3社は、不可欠性の有無に関する行政当局の挙証責任(上記②)について主張しており、指定電気通信設備制度がNTT東西の財産権を制約する側面を有している点をこうした論拠の一つ(上記③)として挙げている。この点、前述のとおり、当該制度の運用に関して必要以上の範囲を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならないところであり、行政当局においては、当該設備の範囲について適時適切な見直しを図ることが求められる。

指定電気通信設備の範囲については、従来必要に応じてこれを見直してきたところであるが、行政当局においては「新競争促進プログラム2010」を踏まえ07年度から運用する競争セーフガード制度²の中で、第一種指定電気通信設備の範囲の妥当性について定期的(年1回)に見直しを行なっていくこととしているところであり、こうしたプロセスを活用して、引き続き指定電気通信設備制度の範囲について定期的な検証が行われることが適当である。

(図表1-2) 競争セーフガード制度の整備



なお、指定電気通信設備制度が NTT 東西の財産権を制約する側面があるという NTT3社の上記の主張については、当該制度が不可欠性を有する電気通信設備を設置する事業者に対して公正競争確保の観点から一定の規律を適用するという競争政策上の要請に基づくものであり、制度としては妥当であるが、競争ルールの運用に係る一般原則として、行政当局においては公正かつ透明な手続きにより当該制度を運用することが求められる。

² 「新競争促進プログラム2010」において、競争セーフガード制度の整備について、以下のとおり記述されている。

“PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定する。当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。”

2. 地域IP網等に対する指定

(1) 現状

光ファイバ設備については、00年8月に、そのアンバンドルについて「具体的な需要動向も顕れてきて」いるとして電気通信審議会(当時)から郵政省(当時)に検討の場を設けることが要望された³のを契機として、00年10月から同審議会における接続ルールの見直しの議論の中で検討された。

その結果、光ファイバ設備については、「①需要が顕在化してきていること、②その中で接続の請求への拒否が行われるなど円滑な接続が実現していないこと、③これにより、今後高速サービスの提供のための基幹的な位置づけを持つ、不可欠設備である光ファイバ設備が適正な条件で提供されない状況が生じていることから、事業者間の個別協議に委ねることは適切ではなく、端末系伝送路設備、中継系伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続が行われることを早急に確保すべき」とされた⁴。

これを受け、01年4月、中継ダークファイバ(局内・局外)及び加入ダークファイバにアンバンドルされ、同年9月に接続約款に接続料が規定され、その際、NTT東西がインターネット接続のために構築したネットワーク(地域IP網)についても「ルーティング伝送機能」として併せてアンバンドルされ、接続料が設定された。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、他事業者は自らルータ等の局内装置を既に設置し、独自のIP網を構築しており、接続料を設定したものの、NTT東西の設備・ネットワークを利用するケースはほとんど皆無であること等から、(a)地域IP網並びにメディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT: Optical Line Terminal)及びスプリッタといった装置類、(b)メガデータネッツ等のデータ通信網及び(c)局内光ファイバについて、これらを第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきとする意見がNTT3社から示された。

(3) 考え方

現行制度上、第一種指定電気通信設備として指定する基準は、前述のとおり、

- ① 都道府県等毎に全加入者回線の過半を占める加入者回線を設置する電気通信事業者の加入者回線及びこれと一体として設置された電気通信設備で

³ 00年8月31日付電気通信審議会答申

⁴ 「接続ルールの見直しについて」(00年12月21日付電気通信審議会答申)

- あり、かつ、
② 当該電気通信設備との接続が他の電気通信事業者の事業展開に必要不可欠であることとされている。

したがって、NTT3社の提案にある3グループ((a)~(c))の設備についても、上記の要件(①及び②)に適合するものであるかどうかという観点から改めて検討を行なうことが求められる。

第一に、NTT東西の地域IP網については、NTT3社が指摘するように、現時点においては、これをルーティング伝送機能(接続料規則第4条に規定)として利用している接続事業者は存在していない。しかしながら、06年度下半期にNTT東西自身が互いの地域IP網をルーティング伝送機能として利用することを予定している⁵。

また、ISP事業者は、エンドエンド料金を設定してはいないものの、NTT東西の加入者回線(メディアコンバータ及びOLT等を含む)及び地域IP網を足回り回線として利用しており、これらの事業者にとって、NTT東西の地域IP網と接続できなければ事業展開上大きな支障が生じることとなる。

更に、地域IP網を指定電気通信設備から除外するかどうかについては、06年12月に実証実験が開始されたNTT東西の次世代ネットワークとの関係について検証を行うことが必要である。

したがって、地域IP網については、現時点において第一種指定電気通信設備の指定を解除することは不相当であり、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討に併せて更に検証を深めることが適当である。

第二に、メガデータネッツ等のデータ通信網については、その他の専用線等と伝送路を共用(メガデータネッツはノード装置も含め共用)しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。

したがって、特定の用途に用いられていることをもって直ちに設備のボトルネック性が解消されるものではなく⁶、また当該設備は、接続事業者により実際に利

⁵ 06年9月1日、NTT東西から総務大臣に対し、活用業務(互いの地域IP網を利用して行う「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」)を営むことについて、認可申請があり、同年11月30日に認可された。また、これに伴う接続約款の変更についても、同年12月4日に認可申請があり、07年1月19日に認可された。

⁶ 「接続ルールの見直しについて」(00年12月21日電気通信審議会答申)においては、「設備のボトルネック性は、本来指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役

用されていることを踏まえれば、現時点において第一種指定電気通信設備の指定を解除することは不適當である。

第三に、局内光ファイバについては、接続事業者がこれを自ら設置するケースが増加しているものの、NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門（以下「利用部門」という。）と接続事業者との間で、NTT東西の局舎内において光ファイバの敷設を行う際に要するプロセスに差異があることを背景として、NTT東西の局内光ファイバを利用する場合と自ら局内光ファイバを敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合があることから、結果としてNTT東西の局内光ファイバの利用芯線数も年々増加している。

(図表1-3) 接続事業者による局内光ファイバの使用芯線数の推移

(単位: 芯)

	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
NTT東日本	1,487	13,819	29,267	48,001	63,651
NTT西日本	2,269	9,887	21,318	43,539	61,414
合計	3,756	23,706	50,585	91,540	125,065

(注: 各年のNTT東西の接続料再計算時の申請書による。)

このことに鑑みれば、他事業者による自前設置が一定程度増加したことをもって当該設備についてボトルネック性がなくなったとするのは時期尚早と考えられ、局内光ファイバについても、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが適當である。

なお、以上で検証を加えた設備についても、前述の競争セーフガード制度の運用において、引き続き指定の妥当性について定期的に検証を加えることが適當である。

務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を検証することが適當である」と指摘されている。

第2章 接続料の算定方法の見直し

1. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

(1) 現状

一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、99年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証(スタックテスト)が行われている。

具体的には、

- ① 毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金との関係をNTT東西が検証・公表するとともに、
- ② 優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニュー毎」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信審議会に報告するという運用が行われている。

(図表2-1) 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)

NTT東西による検証				行政当局による検証			
< NTT東日本のケース (05年度) > (単位: 億円)				※ 具体的な数値については非公表であるため、検証項目のみ記載 < NTT東日本のケース (05年度) >			
サービス	① 利用者料金収入	② 接続料相当	①-②	サービス	速度	通信料金(PVC回線)	クラス1
加入電話・基本料	5,633	4,087	1,546				保証)
加入電話・通信料	1,251	792	459	B フレッツ	1Mb/s	メガデータネット	128kb/s
ISDN・基本料	1,874	892	982				192kb/s
ISDN・通信料	653	400	253	F レッツ・ADSL	2Mb/s	通信料金(PVC回線)	256kb/s
公衆電話(デジタル公衆を含む)	81	139	▲58				384kb/s
番号案内	115	108	7				500kb/s
高速デジタル伝送	410	204	206				1Mb/s
ATM専用	61	31	30	D SL	5Mb/s	通信料金(PVC回線)	100kb/s
IPルーティング網接続専用	0.01	0.01	0.00				300kb/s
一般専用	351	256	95				100kb/s
フレッツ・サービス	1,320	646	674				500kb/s
メガデータネット	75	48	27				2Mb/s
							1Mb/s
							300kb/s
							1.5Mb/s
							400kb/s
							2Mb/s
				500kb/s			
				2.5Mb/s			
				600kb/s			
				3Mb/s			
				700kb/s			
				3.5Mb/s			
				800kb/s			
				4Mb/s			
				900kb/s			
				4.5Mb/s			
				1Mb/s			
				5Mb/s			

(2) 主な意見とこれに対する考え方

1) スタックテストの位置付け

(a) 主な意見

提案募集等の結果、スタックテストはNTT東西が設定する接続料水準が接続事業者にとってNTT東西と対等にサービス競争を展開し得るものであるかについて検証することを主な目的とするものであり、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)において必要な事項を規定することが適当との意見が、KDD I、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、ジュピター・テレコム及びアッカ・ネットワークスから示された。

これに対して、NTT3社からは、接続料は適正な原価を回収できるよう設定することが基本原則であり、スタックテストはあくまで接続料の妥当性をチェックする一手段としての位置づけにとどめ、接続料規則に規定すべきでないとの意見が示された。

(b) 考え方

スタックテストは、接続料水準の妥当性を検証するための仕組みであるが、現行の接続料規則においては、接続料の水準に係る規定が存在しないことから、実態として、電気通信事業法第33条第4項第2号⁷に規定する接続料の公正妥当性を検証する仕組みとして運用されている。

しかしながら、制度の一層の透明性を確保する観点からは、接続料に関する事項は、可能な限り接続料規則に規定されていることが望ましいと考えられる。

したがって、当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当である。具体的には、例えば、接続料規則第14条(接続料設定の原則)に、「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定することが適当である。

2) スタックテストの運用ルールの見直し

⁷ 同号においては、接続約款の認可基準の一つとして、「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」を掲げている。

ア スタックテスト運用の基本的な考え方

(a) 主な意見

提案募集等の結果、NTT3社から、前述のとおり、スタックテストはあくまで接続料の妥当性をチェックする一手段として運用すべきとの意見が示された。

また、スタックテストの結果による接続約款変更命令を行う基準が必要との意見がジュピター・テレコムから示された。

(b) 考え方

原価算定に際しては複数の方法を取り得ることから、適正な接続料を算定するためには、多角的に接続料の妥当性を検証することが適当である。スタックテストは、利用者料金と接続料の差分に当たる営業費相当分の適正性に着目して接続料の妥当性を検証する仕組みであり、これを原価算定の適正性の検証と併用することにより、接続料の多角的な検証が可能となる。

しかしながら、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテストの条件が満たされない場合、直ちに接続料が不適当であると判断することは適当ではない。具体的には、こうした場合において、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテストの条件が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示され場合には、当該接続料を適当と判断するという運用にすることが適当である。

また、現行の運用では、NTT東西が大括りのサービス毎に検証を行った上で、特に詳細に検討することが必要なサービスについて行政当局が個々のサービスメニュー毎に検証を行っているが、これは、公正競争確保という政策判断に立って特に必要と認められるものに限って行政当局が詳細な分析を行なうものである。このため、公正競争確保のための措置であるという制度趣旨に照らし、検証方法としての合理性が認められることから、引き続き、現行の運用を維持することが適当である。

イ スタックテストの検証区分・対象範囲

(a) 主な意見

提案募集等の結果、スタックテストの検証区分及び対象範囲について、次

⁸ 原価算定方式には、実績原価に基づき算定する「実績原価方式」や、将来の一定期間の需要と費用を予測して算定する「将来原価方式」等がある。また、費用の算定に当たっては一定の考え方や基準に従って配賦を行っている。

のような意見が示された。

先ず、NTT東西が行っている大括りのスタックテストの検証区分について、検証を行うにしても、成熟期にあつて設備ベースの競争が進んでいない固定電話に限定するべきであり、需要の立ち上げ期にあつて、普及促進・競争対抗的な料金設定をせざるを得ないFTTH等や、需要の衰退期にあり他事業者が提供しない公衆電話等まで、一律にスタックテストを実施することは不適切との意見がNTT3社から示された。

これに対して、現行の検証区分は適当とする意見(ケイ・オプティコム及びジュピター・テレコム)が示された一方で、現行の大括りの区分では個別のサービスにおける接続料と利用者料金との関係性が分からないため、NTT東西の個々の小売サービスにおける区分(サービスメニュー毎)に合わせてスタックテストを実施すべきとする意見(ソフトバンク)も示された。

次に、行政当局が行っている詳細なスタックテストの対象範囲について、サービス毎・品目毎・速度毎の料金設定はサービス戦略そのものであるため、現行の細分化した検証はNTT東西のサービス・料金戦略を奪う過剰な規制であり、仮に検証を行うにしても、固定電話市場といった、一の市場として画定できる大括りの単位で検証すべきとの意見がNTT3社から示された。

これに対して、現行のスタックテストの対象範囲及び検証方法は適当との意見(ケイ・オプティコム)が示された一方で、検証するサービス範囲を拡大すべきとの意見(KDDI、ソフトバンク及びアッカ・ネットワークス)も示された。

この他、NTT東西の「OABJ—IP電話(ひかり電話)」がNTT東西の加入電話と代替サービスの意味を持つこと等を考慮すれば、Bフレッツ等各フレッツサービスについて厳密に検証することが必要との意見(KDDI及びイー・アクセス)や、サービスの範囲の対象について基準を設けるべきとの意見(ジュピター・テレコム)が示された。

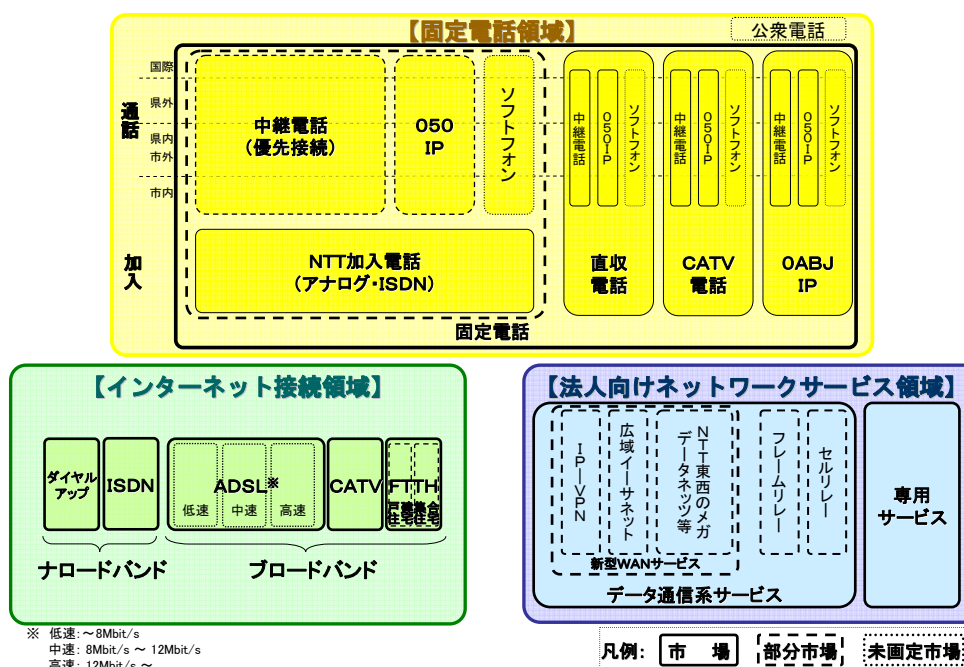
(b) 考え方

現行、NTT東西において公表している大括りのサービスについては、それぞれのサービスの代替性の観点から、一つのまとまりとして括る範囲を見直すことが適当である。

その際、行政当局において実施されている競争評価で用いられている市場の画定を参考にすることが適当である。具体的には、競争評価(06年度)においてISDN、ADSL及びFTTHが別個の市場と画定され、また、加入電話とISDNが同一市場と画定されていることを踏まえ、「フレッツサービス」を細分化す

ることや、加入電話とISDNを統合すること等が考えられる。

(図表2-2) 競争評価(06年度)における市場画定(固定通信)



(注:「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2006」(06年11月)に基づき総務省において作成。)

また、サービスメニュー毎に行政当局が行うスタックテストについては、制度の予見可能性を確保する観点から、その対象を明確化することが必要である。具体的には、新規に成長することが見込まれるサービスについては既存サービスとの内部相互補助によって当該サービス市場における独占性が高まり、結果として公正競争が損なわれる懸念があることを念頭に置きつつ、

- ① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

のうち、市場が拡大傾向にあるものを基本とすることが適当である。

なお、上記①及び②については、初年度だけでは接続料の妥当性について必ずしも判断できないことに鑑み、需要等の傾向が一定程度見られるようになるまでの複数年にわたり、スタックテストを継続する必要がある。

(図表2-3) 接続料の算定方法

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ボトムアップのLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機-中継交換機回線、信号網等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) 地域IP網、IP関連装置(GE-PON、メディアコンバータ等)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分の1/2を事後精算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(銅線) 中継光ファイバ回線 専用線 番号案内 公衆電話
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> 届け出ている小売料金から営業費相当分を控除したものが接続料 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

ウ スタックテストの検証方法

(a) 主な意見

提案募集等の結果、小売料金と接続料の格差の適正性が検証可能となるよう定量的な基準を設定すべきという意見がソフトバンクから示された。

また、スタックテストにおいて妥当性を検証する営業費については、これに販売促進に要する経費を含むこととして検証するなど、スタックテスト実施の目的を利用者料金の適正性の検証にも活用すべきとの意見(イー・アクセス及びケイ・オプティコム)が示された。

(b) 考え方

具体的な検証方法として、先ず、検証の時期については、従来と同様、NTT東西が行うものについては、毎年度の接続料認可申請時及び接続会計作成時に、また、行政当局が行うものについては、接続料の認可時に行うこととするのが適当である。

次に、検証の対象についても、従来と同様、接続料及び接続料が設定されていない設備コストの合計額(以下この項において「接続料等」という。)と利用者料金との差分(営業費相当分)とし、これが営業費を賄うものとして妥当な水準にあるか否かを検証することが適当である。

その結果、当該営業費相当分が妥当な水準に達しているとは認められない

場合は、接続料水準が不当でないことについて、NTT東西に論拠の提示を求めることが適当である。

ただし、行政当局がサービスメニュー毎に行うスタックテストにおいて、接続料等は基本的にサービスメニュー毎に異なることから、それぞれにおいて検証を行うことが適当である。他方、営業費は、必ずしもサービスや品目毎に均等に生じるものではないと考えられることから、BフレッツやフレッツADSLといった一定の括りにおいて適切に見込まれているか否かを判断することが適当である。

このため、サービスメニュー毎のスタックテストにおける具体的な手順としては、先ず、個々の利用者料金が接続料等を上回っているか否かを検証し、次に、Bフレッツ等一定の括りにおいて営業費相当分が妥当な水準にあるか否かを検証することが適当である

ここで、スタックテストにおいて妥当性を検証する営業費相当分については、これに販売促進に要する経費を含むこととして検証すべきとの意見が示されている。この点について、営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、コスト回収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することがあり得る⁹。したがって、当該営業費相当分の検証に当たり、これに販売促進費など顧客獲得に係る費用を含めることは適当ではない。

なお、当該営業費相当分が妥当であると認められる水準については、より市場実態に即した検証を行うために必要な会計データの把握方法等も含め、更に別途検討することが必要である¹⁰。

エ スタックテストの透明性の確保

(a) 主な意見

提案募集等の結果、透明性確保のため、スタックテストの結果については、可能な限り公開すべきという意見（ソフトバンク及びイー・アクセス）や、ガイド

⁹ 「IT時代の接続ルールの在り方に関する研究会報告書」（02年7月）において、「小売コスト（営業費）は、NTT東日本・西日本からの意見にもあるとおり、「各事業者が、競争状況、販売予測（計画）、コスト回収期間等を総合的に勘案して設置するもの」であり、これをどう見込むかについては基本的に事業者が判断すべき問題と考えられ、…また、特にサービスの立ち上がり期等においては、短期的な収支にとらわれることなく利用者料金を設定することがあり得ることも考慮する必要がある」旨指摘されている。

¹⁰ 総務省においては、06年11月から「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」を開催しており、07年9月を目途に報告書をまとめることとしている。

ライン化が必要との意見(ジュピター・テレコム)が示された。

(b) 考え方

スタックテストの結果については、これが接続料を設定している事業者の経営情報に当たることに配慮しつつ、可能な限り透明性を確保することが適当である。

したがって、現行、非公表(審議会における審議に際して委員限りの扱い)としている利用者料金と接続料の関係について、例えば、設備コストの妥当性の検証においては、サービスメニュー毎に利用者料金が接続料等を上回っているか否かの別を示し、また、営業費相当分の妥当性の検証においては、一定の括り毎に利用者料金が接続料等と営業費相当分の合計を上回っていると認められる水準であるか否かの別を示す等の方法により、検証結果の透明性を高めることが適当である。

また、スタックテストは、可能な限り透明性を確保するとともに、行政当局により客観的かつ透明な基準の下で運用されるようにすることが必要である。このため、本答申を踏まえ、スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を速やかに策定することが適当である。

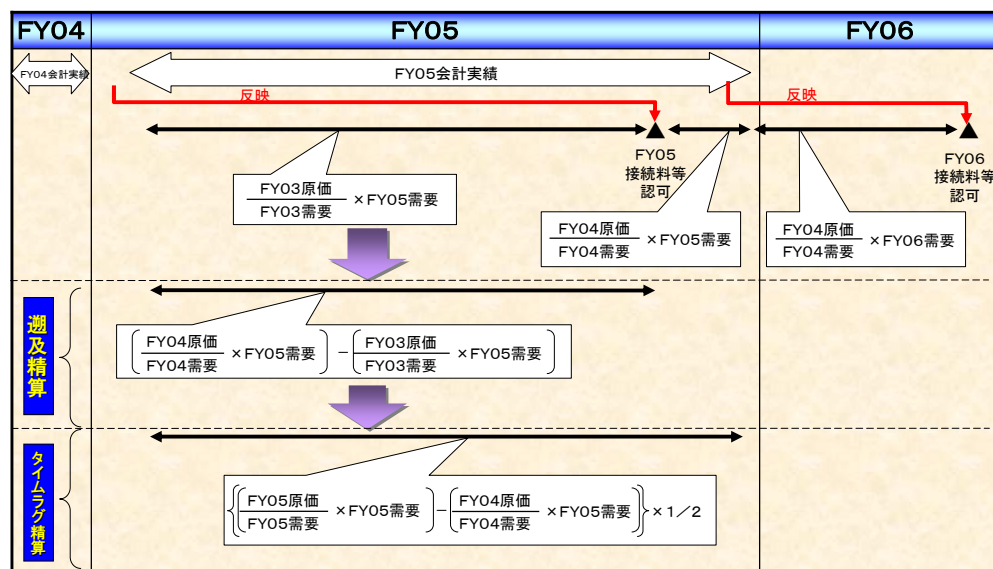
2. 事後精算制度の見直し

(1) 現状

事後精算制度は、96年12月の電気通信審議会(当時)答申¹¹において、「制度の運用に当たっては、不可欠設備管理部門における資本コストの事前・事後の比較を行うことが重要である。特定事業者の不可欠設備運営の効率化や稼働率の向上によって同設備管理部門に所定の資本コストを上回る利益が生じた場合には、営業部門と他事業者とに同一の条件で還元することが適当」とされたことを受け、導入されたものである。

具体的には、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成9年郵政省令第92号)において、タイムラグ精算(適用年度の実績値が判明した後、当該実績値に基づいて算出される接続料と実際に適用された接続料との間の乖離分の1/2を精算すること。以下同じ。)が規定された。

(図表2-4) 実績原価方式における精算の流れ



同規定の趣旨は、「タイムラグ誤差が生じる原因としては、事業者の合理化努力や他の事業者の営業努力などが考えられるが、厳密に量的に把握することが困難なため、現行の接続協定と同様に誤差の二分の一を精算することとし、事業者に一定の合理化インセンティブを付与」¹²することにある。

¹¹「接続の基本的ルールの在り方について」(96年12月19日付電気通信審議会答申)

¹² 97年9月に電気通信審議会(当時)が公表した「指定電気通信設備接続会計規則及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の制定案」の附属資料「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(案)解説」10頁に同趣旨が記載されている。

同令に基づき認可された接続約款において、実績原価方式の接続料については、前年度会計実績に基づいて算定し、遡及精算（認可後に年度当初に遡及して精算）とタイムラグ精算という2度に及ぶ精算手続を実施する旨の規定が盛り込まれた（99年度より実施）ことから、当該規定に基づき事後精算が行われている。なお、事後精算の額については、近年、低減傾向が見られる。

（図表2-5）タイムラグ精算額（NTT東西から接続事業者への支払額）の推移

（単位：億円）

	02年度 (01精算分)	03年度 (02精算分)	04年度 (03精算分)	05年度 (04精算分)	06年度 (05精算分)
NTT東日本	86	35	28	14	13
NTT西日本	65	55	41	12	13
合計	151	90	69	26	26

（注：NTT東西の調査による。）

（2）主な意見

1）接続料の事後精算制度から事前に接続料が確定する方式への変更に関する意見

提案募集等の結果、接続料の予見性を確保し、煩瑣な精算作業という事務処理上の稼働を軽減するため、現行の事後精算制度を事前に接続料が確定する方式に変更することについては、全提案事業者から概ね賛成の意見が示された。

ただし、可能な限り接続料を適用年度の実績に近づけるため、現行の遡及精算は存続の上、タイムラグ精算のみを廃止すべきであるとする意見がNTT3社から示された。

2）事後精算制度の具体的な見直し案に関する意見

事後精算制度の具体的な見直し案としては、提案募集等の結果、

- ① 前々年度実績に基づき算定（以下「案①」という。）
- ② 当年度の予測原価・需要に基づき算定（以下「案②」という。）
- ③ 前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入（以下「案③」という。）

をそれぞれ適当とする意見及び3つの案のいずれかをベースに何らかの修正を加えることが適当とする意見に分かれた。

ア 案①を適当とする意見

予見性確保と事務処理負担の軽減が可能であり、かつ、接続料を設定する

事業者にとって費用削減のインセンティブが働くという理由により、案①が適当との意見がKDDIから示された。

これに対し、案①は当年度の実績値との乖離が発生することから、年度毎に事業者間で接続料の損得が発生し、公平性に欠けるとの意見がケイ・オプティコムから示された。

また、案①は適用年度の実績と2年間もの乖離が生じるため実績との乖離幅が大き過ぎ、適正な原価回収が図れないとの意見がNTT3社から示された。

イ 案②を適当とする意見

適用年度の実績に近い水準になることが望ましいため、予測原価・需要の算出が合理的に行われるならば案②が適当との意見が、ウィルコム及びアッカ・ネットワークスから示された。

これに対し、案②はそもそも適正な予測を行うことが困難との意見が、NTT3社、KDDI及びケイ・オプティコムから示された。

ウ 案③を適当とする意見

最も乖離が少なく実態に近い形で接続料に反映されること、実利用者負担という考え方が相応に維持されコスト負担面での適正性があること、公平性の観点から事業者間で損得が生じないことなどを理由として、案③が適当との意見が、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム及びジュピター・テレコムから示された。

これに対し、前々年度の実績を用いる案③では、適用年度実績との乖離が大きくなるおそれがあることから、遡及精算は存続させることが適当との意見（NTT3社）、急激な接続料の高騰が発生した場合には特別措置等により対処すべきとの意見（イー・アクセス及びケイ・オプティコム）が示された。

また、案③を採用する場合、接続料コストの未回収リスクが完全に回避されるため、自己資本利益率の算定においてリスクフリーレートを適用すべきとの意見が、ソフトバンク及びウィルコムから示された。

これに対し、精算ルールの変更は、毎年度の接続料算定上の計算精度の問題であり、事業リスク自体が変わるわけではないことから、現行の自己資本利益率の設定方法を見直す必要はないとの意見がNTT東西より示された。

(3) 考え方

現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。

ここで、新たな接続料算定方法としては、本項(2)の3案が考えられるが、これらの妥当性について比較検討すると、以下の理由により、案③(前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入する案)が最も妥当である。

先ず、案①(前々年度実績に基づき算定する案)は、実績値を用い、後年度に調整も行わないことから、最も簡便な方法であり、また、他の公共料金等においては、案①のように過去の実績に基づき原価を決定することが一般的である。

しかしながら、接続料の場合は、これらと異なり、料金設定者が接続事業者と競争関係にあることを踏まえれば、競争中立性を確保する観点から、接続料収入が設備構築に要した費用と可能な限り同額となるような仕組みとすることが望ましい。

この点、案①の場合、NTT東西の第一種指定電気通信設備管理部門(以下「管理部門」という。)は、需要の増加局面においては、接続料設定に用いた接続料収入の総額以上の接続料収入を得る一方、需要の減少局面においては、接続料設定に用いた接続料収入の総額を下回る接続料収入しか得ることができない。

このため、案①は、特に需要の減少局面において、管理部門に一定の合理化のインセンティブを与え得るものの、需要の増加局面においては、管理部門に現行制度(乖離分の1/2を取得)以上の接続料収入を与えることとなることから、特に事業者間の競争が活発となる需要の増加局面において、競争中立性の観点から適当とは言えないと考えられる。

なお、案①の利点である管理部門における合理化のインセンティブについては、現在、特に実績原価により算定されている接続料に係る設備の多くが指定電気通信設備制度導入後に調達されたものであり、他の電気通信事業者との間の競争の過程で保守等に係る合理化が相当程度進展してきたことを踏まえれば、接続料の精算を通じた合理化インセンティブを今後とも維持する意義は、本制度導入当初と比べて薄れてきている。

次に、案②(適用年度の原価・需要を予測し、それに基づき算定する案)は、適用年度の予測原価及び予測需要を用いることから、当該予測が正確である限り最も合理的な算定方法であるが、2年先の予測を行う必要がある、かつ、需要の傾向が一定でない機能が含まれ得る実績原価方式の接続料については、正確な予測を行うことは難しいと考えられる。

また、案②において予測の際に過去の傾向を用いた場合、案①同様に競争中立性の観点から問題が生じ得る。

最後に、案③を採用した場合、管理部門は、基本的に設備構築に要した費用と同額を他事業者から接続料収入として得ることとなるため、管理部門が利用部門に与える影響は最も少なくなる。

他方、案③では、ある年度の接続料について、当該年度の実績原価に基づき再計算した額との乖離分が2年後の接続料原価に反映されることから、乖離が大きくなった場合の影響や事業者間の公平性が論点になり得る。

しかしながら、先ず接続料水準に与える影響については、特段の問題は認められない。その理由として以下の3点が挙げられる。

- ① 需要が急激に増加し接続料が大きく低廉化するような場合については、実績原価ではなく将来原価に基づき算定することが可能である。
- ② 需要が急激に減少し接続料が大きく上昇するような場合(例えばあるサービスを整理品目化して他のサービスへの移行を促しているような場合)については、基本的に需要の絶対量が少なく、接続料額全体に与える影響は軽微であると考えられる。
- ③ 毎年度、接続料原価に前々年度の実績値との乖離分が加算(減算)されることから、各年度間の接続料水準の乖離は当該調整を行わない場合と比べて必ずしも大きくはならないと考えられる。

次に、事業者間の公平性については、基本的に電気通信事業は新規参入事業者が1～2年程度で市場参入・退出を繰り返すのではなく、長期的に事業を継続するという市場特性を有していることを踏まえれば、2年程度の誤差は、事業者間の公平性に重大な影響を及ぼすとまでは認められない。

なお、案③によれば、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる¹³。

したがって、案③を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利

¹³ この場合であっても、NTT東西の第一種指定電気通信設備管理部門が設置した設備が同社の指定電気通信設備利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残る。

益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。

3. 接続料債務の不履行リスクの扱い

(1) 現状

接続事業者が経営破綻等した場合に接続料等を回収できなくなる事例が発生していることを踏まえ、

- ① 接続事業者が接続に係る債権を第三者に譲渡等する場合はあらかじめ協議を要すること
- ② 工事又は手続き等について、一定の場合に事前通知の上、停止することができること
- ③ 接続に関する支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、預託金の預入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができること等を新たに規定するNTT東西の接続約款の変更が認可され、04年6月から実施された。

しかしながら、現行接続会計制度上、貸倒損失は全て利用部門に計上することとされており、基本的に接続料原価に貸倒損失を算入することはできない¹⁴。

(2) 主な意見とこれに対する考え方

ア 貸倒損失の接続料原価への算入

(a) 主な意見

提案募集等の結果、発生した又は発生し得る貸倒損失を接続料原価に算入し、接続に伴う原価を適正に回収できる仕組みの早期導入が必要との意見がNTT3社から示された。

これに対し、貸倒損失の接続料原価への算入はやむを得ないが、その範囲については必要最小限とすべきとの意見(KDDI、イー・アクセス及びウィルコム)が示される一方、特定の事業者の債務不履行による貸倒損失の接続料原価算入は、当該債務不履行とは関係ない第三者からコスト回収することとなるため適当でないとの意見(ソフトバンク、ケイ・オプティコム及びアッカ・ネットワークス)も示された。

¹⁴ 光引込線の接続料については、NTT東西が接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてその都度工事を実施し、かつ、当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にあることを踏まえ、接続料規則第3条の特別許可により、接続料原価に貸倒損失を算入している。(05年1月より実施)

(b) 考え方

現行の接続会計制度上、NTT東西において発生した貸倒損失は、全て利用部門に帰属することとされているが、利用部門が管理部門に起因して発生するリスクを負うことは、利用部門と接続事業者との間の競争中立性を確保する観点からは適当でない。

また、実態としても、近年、接続事業者が経営破綻等した場合に管理部門が接続料等を回収できなくなる事例が発生している¹⁵。

以上を踏まえれば、接続料規則を改正し、管理部門が、個別の接続事業者に係る貸倒リスクについて適切な水準の預託金の提供を求めるなど、適切なリスク管理を行う¹⁶ことを前提として、それにもかかわらず管理部門において発生する貸倒損失については、一般的な事業リスクとして、接続料原価の一部に算入することが適当である。

イ 網改造料の債務不履行リスク

(a) 主な意見

現行接続約款上、接続に伴うネットワークの改造費用のうち、限定的な事業者のみが利用するものについては、網改造料として、当該事業者が個別に負担する仕組みとなっている。提案募集等の結果、接続約款上網改造料として整理されている他事業者の個別要望に基づくソフトウェア等の開発については、債務不履行リスクを回避する観点から、その初期費用(技術検討費用、開発費用等)の一括前払等が必要との意見がNTT3社から示された。

(b) 考え方

網改造料も網使用料と同様に、ボトルネック設備との接続に必要な費用であり、両者の差異は、その費用が特殊な接続機能の費用として特定の事業者のみにより個別に負担されるべきものか、基本的な接続機能の費用として広く負担されるべきものかという点に過ぎない。

また、網改造料の債務不履行リスクについても、網使用料と同様、預託金等により対応することが可能である。

¹⁵ 05年度における貸倒額は4.6億円。また、06年度における貸倒額(見込値)は、20.3億円(いずれもNTT東西合計)。

¹⁶ 総務省において「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」が策定・公表されている。(06年12月22日)

以上を踏まえれば、債務不履行リスクを回避するために網改造料の費用回収方法を一括前払いとする必要性は認められない。

なお、接続約款に規定されていない網改造に関する個別の要望に対しては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者において、必ずしも無条件に応じる必要はないことから、当該網改造に要する費用の回収が困難であると考え
るに足る合理的理由がある場合、まずは、その改造の妥当性も含め、当該網改造を要望する事業者と協議することが適当である。

4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

(1) 現状

現行の加入ダークファイバについては、分岐しないタイプのものは芯線単位で接続料が設定されている。他方、PON¹⁷システムを用いて分岐するタイプのものは主端末回線単位で接続料が設定されている。主端末回線には分岐端末回線を最大8回線¹⁸接続させることが可能であることから、多くの分岐端末回線が接続された場合は一利用者当たりの主端末回線のコストを抑制できる一方、接続される分岐端末回線が少ない場合は、割高になる。

(2) 主な意見

意見募集等の結果、シェアアクセス方式の接続条件について、現行の方法では一利用者当たりの接続料水準が高止まりし、接続事業者にとって、FTTH市場への参入による積極的な事業展開が困難となっていることから、NTT東西を含めた事業者でOSU¹⁹を共用し、加入ダークファイバを一分岐回線単位で利用できるようにすることについて検討すべきとの意見が、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス及びアッカ・ネットワークスから示された。

これに対し、NTT東西からは、当該設備を用いていかに多くのユーザを獲得し1ユーザ当たりのコストを引き下げるかは各社の営業効率の問題であり、また、他事業者とNTT東西がOSUを共用するということは品質やサービススペックを一致されるということに他ならないが、他事業者が将来を含めNTT東西の品質やサービススペックに完全に合わせ続けることはあり得ないとの意見が示された。更に、シェアアクセス方式のアクセスライン設備を共用した場合、

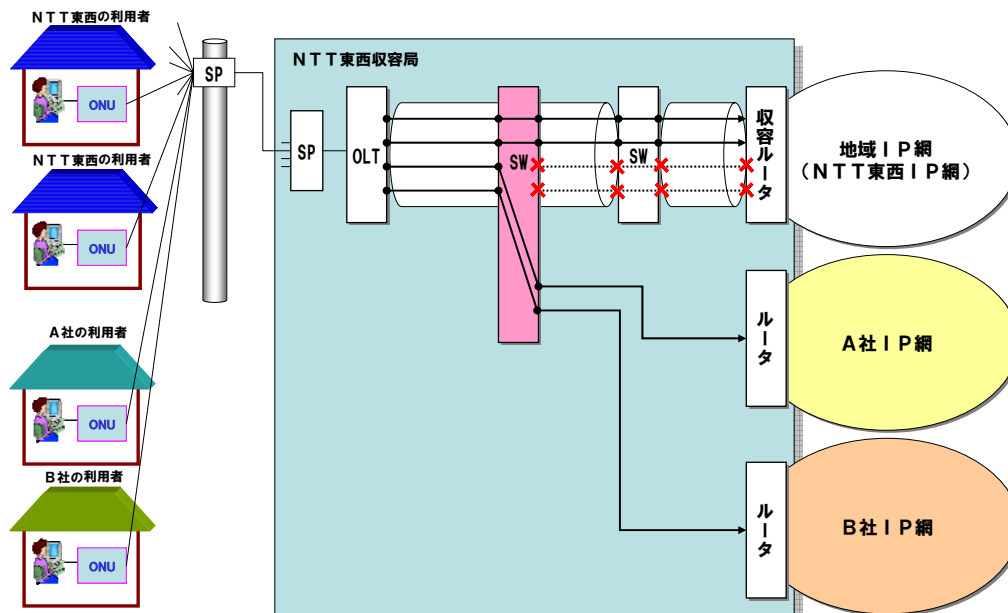
- ① 異なるサービス提供主体の間でのサービス品質面の支障に関する問題を解消することは現実に困難であること
- ② 各社で独自に新サービスを柔軟に提供していく上で支障があり、独自のサービスを柔軟に提供できなくなること
- ③ 現行のネットワークやオペレーションシステムは他事業者との共用を想定した機能を持っていないことから莫大な網改造費用を要することから、問題が大きいとの意見が示された。

¹⁷ Passive Optical Network の略。光信号伝送装置とスプリッタにより光ファイバを途中で分岐させ、ネットワーク構成を効率化する技術。

¹⁸ 現行のNTT西日本の接続メニューにおいては、局外スプリッタにより4分岐させるタイプのものと8分岐させるタイプのものがある(NTT東日本は8分岐タイプのみ。)

¹⁹ Optical Subscriber Unit の略。PONシステムに用いられる光信号伝送装置(OLT)の構成単位(接続料設定の単位)であって、現行接続約款上のOSUは、最大32ユーザを収容することが可能。

(図表2-6) OLTをNTT東西及び接続事業者が共用する場合のイメージ



(3) 考え方

OSUを共用化することにより分岐端末回線単位の接続料を設定することについては、光サービスの提供コストの低廉化等を通じ、競争の活性化を実現するといった面がある。

他方、OSUの共用化については、次の2点について留意が必要である。

- ① 現行の接続メニュー上のPONシステムにおいては、例えば1Gbpsの回線容量をベストエフォートで最大32ユーザが共用するものであるが、NTT東西においては、サービス品質等の面において、当該接続事業者からの影響を受けるというリスクが発生する。
- ② NTT東西の地域IP網は、他事業者の通信をブロックする機能等を有していないことから、OSUを共用化するためには、地域IP網を改造し、各事業者に通信を振り分ける機能を実装する必要が生じる。

さらに、接続事業者は、現行の接続メニューにおいて、自らNTT東西の局舎にOSUを設置し、NTT東西の加入者回線のみを利用して本サービスと同様のサービスを提供することが可能であるという面もある。

以上に鑑みれば、少なくとも現時点において、NTT東西にOSUの共用化を義務付けるべきであると結論付けることは適当ではない。ただし、OSUの共用化については、NTT東西及び接続事業者に係るサービス品質確保の在り方、NTT

東西の主張するコスト負担の在り方等について更に議論を深める必要があると
考えられる他、第1章2「地域IP等に対する指定」において指摘したとおり、地域I
P網とNTT東西の次世代ネットワークとの関係についても検証を深めることが必
要である。

したがって、OSUの共用化による分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性
については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、
改めて検討することが適当である。なお、NTT東西の次世代ネットワークに係る
接続ルールについては、NTT東西が07年度下半期に次世代ネットワークの商
用サービスを開始する予定であることに鑑み、可及的速やかに検討を開始する
ことが適当である。

第3章 コロケーションルールの整備

現行の接続ルールの下で、接続事業者は、基本的にNTT東西の局舎等に自らの設備をコロケーションし、当該局舎等までのNTT東西の回線設備(中継ダークファイバ等)と接続すること等により、NTT東西と同等の条件でネットワークを競争的に構築することが可能である。

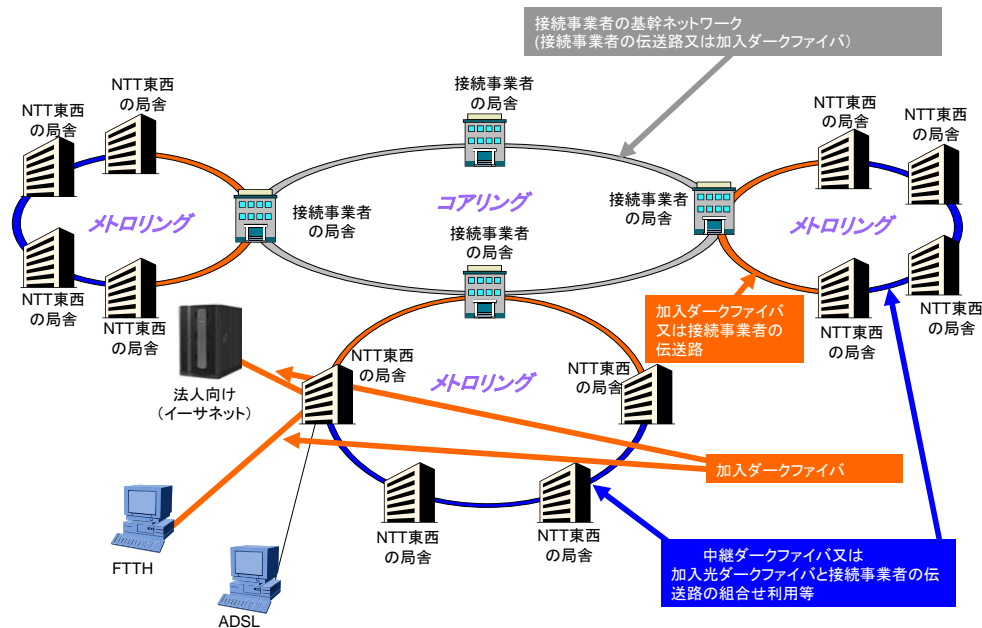
電気通信事業分野における著しい技術革新の成果が円滑に市場に還元されるためには、接続事業者ができる限り自由にネットワークを構築できる環境を整備し、地域通信市場におけるボトルネック性を可能な限り解消し、設備競争の範囲を拡大することが望ましいと考えられる。このため、コロケーション等が一層円滑に行われるよう、所要のルール整備を行うことが必要である。

1. 中継ダークファイバの扱い

(1) 現状

中継ダークファイバ(局内・局外)については、01年4月からアンバンドルされ、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号イ(3)の規定に基づき、接続事業者は利用部門と同一の手続により利用することができることとなっている。

(図表3-1) 中継ダークファイバの利用イメージ



しかしながら、利用部門は既に全区間の中継ダークファイバを利用している一方、全区間の約4割は空き芯線がないため新たな利用が不可(06年9月末現在)となっており、希望する区間の中継ダークファイバを利用できず、ネットワークの構築に支障を来す場合がある旨の指摘が接続事業者からなされている。

(2) 主な意見

ア 接続事業者が希望する区間の中継ダークファイバを利用可能とするための方策に関する意見

提案募集等の結果、中継ダークファイバに空きがないのは、他事業者が未利用の芯線を保留していることが主な原因であり、

- ① 利用されずに保留されている中継ダークファイバの有効活用(例えば、リソース保留開始後から課金開始するルールを導入、実際に利用していない芯線の早期返却)
 - ② 他事業者や地方自治体等が保有する光ファイバの利用やNTT東西が保有する別ルートの中継ダークファイバの代替利用
 - ③ 新たな設備を必要とする事業者が自ら設備構築
- という順位で問題解決に当たるべきとの意見がNTT3社から示された。

これに対して、WDM(Wavelength Division Multiplexing: 波長分割多重)装置の設置により空き芯線がない区間を利用できるようにすることをルール化することが適当との意見が、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、アッカ・ネットワークス及びウィルコムから示された。

WDMの設置については、上記意見に加え、設備上・保守上の制約により柔軟な設備構築・運用が阻害される懸念があることから、管路の空きがないなどやむを得ない場合は有効であるが、中継ダークファイバの空き芯線のない区間への対応は、基本的には芯線増設により対応するべきとの意見(KDDI及びイー・アクセス)が示された他、自ら利用する予定のないWDM装置を新たに設置して他事業者に貸し出す義務まで課すことは、投資の自主性に制限を加えることとなるため不適切との意見がNTT東西から示された。

イ WDM装置の設置費用に関する意見

提案募集等の結果、WDM装置の設置費用については、一芯全体を利用する場合とWDM装置により波長単位で利用する場合の接続料を同一とすることが適当との意見が、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス及びウィルコムから示された。

ただし、WDMが大量に導入された場合に、光信号中継伝送機能の接続料

が上昇することに対する懸念(ソフトバンク及びイー・アクセス)の他、WDMの導入当初は、光信号中継伝送機能の原価の一部として、利用申込み時期による差異が生じないように接続料が設定されることが適当とする意見(ウィルコム)が示された。

これに対し、光ファイバとWDM装置では原価構造が異なるため、WDM装置を設置する場合とそうでない場合とでそれぞれに接続料を設定すべきとの意見が、ケイ・オプティコム及びアッカ・ネットワークスから示された。

同様に、仮にWDM装置等のコストを中継ダークファイバの接続料に含めた場合、当該WDM装置等を必要とする事業者が負担すべきコストについて、当該WDM装置等を必要としない事業者も負担することとなり、負担の公平性の観点から適当でないとの意見がNTT東西から示された。

(3) 考え方

接続事業者が利用部門と同等の条件でネットワーク構築を行うことができるようにする観点からは、可能な限り、接続事業者が希望する区間の中継ダークファイバを利用できるようにすることが適当である。

他方、中継ダークファイバについては、接続事業者からの申込みのうち、38%が実際に利用されずにキャンセルされている²⁰実態を踏まえれば、このような需給のミスマッチを可能な限り解消するための仕組みを構築した上で、それでもなお空き芯線がない区間について代替的な措置を検討することが適当である。

具体的には、まず、NTT東西において接続約款を変更し、例えば中継ダークファイバの空き芯線の有無に係る回答と芯線の保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ芯線の保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な回線保留を抑制する仕組みにすることが適当である。

次に、上記の措置を講じることにより既存の中継ダークファイバの有効活用を図った上でもなお空き芯線がない区間において、新たな中継ダークファイバの利用申込みがあった場合は、申込み事業者の要望があれば、NTT東西において、合理的な迂回路又は代替手段の提案や当該区間の両端にWDM装置を設置するなどの措置を講じることにより、当該区間(又は代替区間)を可能な限り利用できるようにすることが適当である。

したがって、NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保

²⁰ NTT東西による集計値(04年4月～06年2月)。

するため、接続に必要な情報の開示に係る告示²¹(以下「情報開示告示」という。)を改正することが適当である。

その際、WDM装置の設置については、空き芯線がない区間において新規に中継ダークファイバを利用するための有効な手段であるものの、既存利用者の收容替に長期間を要したり、区間距離等を考慮すれば過剰な投資となることがあり、そうした場合は、ATM専用線や加入ダークファイバ等による代替が合理的な選択肢となる。

このため、空き芯線がないことにより中継ダークファイバが利用できない区間においてWDM装置の設置を義務化することは、少なくとも現時点においては適当ではない。

また、当該区間にWDM装置を設置することとした場合に要する費用については、当該設備が空き芯線のない区間において光信号中継伝送機能を利用するために必要不可欠な設備であると認められれば、当該設備は複数の接続事業者が共通的に用い得る設備であることから、光信号中継伝送機能の接続料原価の一部として、当該機能を利用する事業者が等しく負担する(一芯全体を利用する場合とWDM装置により帯域単位で利用する場合の接続料を同一とする)ことが適当である。

しかしながら、中継ダークファイバに空きがない場合にWDM装置の設置により対処することが適切か否かは前述のとおりケースバイケースであり、また、WDM装置に係る費用を光信号中継伝送機能の接続料原価の一部として回収する方法では、より合理的な代替手段が選択可能な場合であってもWDM装置の設置を選択するなどコスト意識が希薄となり非効率な設備構築が助長されるおそれがあることを踏まえれば、当該設備に係る費用については、当面、当該設備を利用する者が個別に負担することが適当である。

なお、WDM装置の設置については、接続事業者の実需要がどの程度存在するのか、また、WDM装置の設置に伴う既存利用者の收容替え等に係る技術的な問題点等に関して、現時点において必ずしも明らかでない部分がある。このため、NTT東西においては、中継ダークファイバに空き芯線がない区間における新規の利用申込みに係る接続事業者の実需要及び当該申込みに対する対処の状況について四半期毎に行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告等を踏まえ、07年度末を目途にWDM装置の設置義務化の是非について改めて検討することが適当である。

²¹ 平成13年6月11日総務省告示第395号

2. 局舎スペース等の扱い

(1) 現状

局舎スペースや電源設備等のコロケーションリソースについて、それぞれ提供不可である局舎は全体の4%未満であり、中継ダークファイバと比較すると高くない。

(図表3-2) コロケーションリソースの提供不可の割合(06年12月末)

	スペース	受電設備	発電設備
NTT東日本	3.9%	0.4%	0.6%
NTT西日本	3.4%	1.6%	2.9%

(注: NTT東西の公開情報による)

ただし、サーバ類といった電気通信設備については、第一種指定電気通信設備との接続のためにNTT東西の局舎にコロケーションすることが不可欠とは言えないと整理されてきたことから、接続約款上のコロケーションルール(いわゆる「義務的コロケーション」)が適用されず、NTT東西の局舎に設置する場合には利用部門によるホスティングサービス(いわゆる「一般コロケーション」)の対象として扱われている²²。

他方、接続事業者がコロケーションリソースを一定期間保留することがあり、そのことが結果としてコロケーションリソースの逼迫の要因になっているとの意見がある。

(2) 主な意見とそれに対する考え方

ア コロケーションルールの適用範囲

(a) 主な意見

意見募集等の結果、NTT東西の局舎にコロケーションすることが不可欠とまでは言えなくとも合理性を有すると認められる設備についてもコロケーションルールの適用範囲に含めることが適当との意見が、KDDI、ソフトバンク及びイー・アクセスから示された。

²² 義務的コロケーションと一般コロケーションは、設置場所が物理的に区分されているわけではなく、接続に必要な設備の設置については前者として正味固定資産を基として接続料規則に準じた方法により料金が設定され、それ以外の設備の設置については後者として市価等を基準とした料金が設定されている。したがって、義務的コロケーションリソースに空きがないとされている局舎においては、一般コロケーションについても新たなリソース確保が不可となる。

コロケーションルールの具体的な適用範囲については、基本的に全ての設備を対象とすべきとする意見(KDDI)が示されたほか、NTT東西と接続事業者との間の同等性を確保するため、NTT東西が局舎に設置している電気通信設備と同様の設備とすべきとの意見(ソフトバンク)、相互接続により提供する付加サービスの設備も対象とすべきとの意見(アッカ・ネットワークス)、自前の伝送路を持たない事業者が、コロケーションしている自己の電気通信設備と自網とを接続する回線として他の電気通信事業者の専用線やデータ伝送サービスを利用した場合に設置することが必須である回線終端装置等も対象とすべきとの意見(ウィルコム)が示された。

これに対し、NTT東西の局舎内に設置することが必要不可欠とまではいえないサーバ等の設備まで義務を拡大することは、NTT東西ビルの効率的・効果的な資産活用機会を奪い、財産権の侵害に繋がるおそれがあることから、コロケーションルールの対象はNTT東西の回線設備と直接接続する加入者収容装置や伝送装置などNTT東西の局舎に設置しないと通信が実現できない設備に限定すべきとの意見がNTT3社から示された。

(b) 考え方

接続約款に記載されている条件によりコロケーションを行うことができる設備の範囲は、99年8月、行政当局において、「接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代替性の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。」と整理されている²³。

ここで、第一種指定電気通信設備制度の目的が、ボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することであることに鑑みれば、接続事業者がコロケーションを要望する装置に係る「代替性」は、当該装置をNTT東西の局舎にコロケーションをしない場合であっても、NTT東西が当該ボトルネック設備を利用する場合と同等の条件で接続可能か否かという観点から判断することが適当である。

すなわち、NTT東西の局舎以外の場所に設置することが物理的には可能な設備についても、接続事業者が当該設備を他の場所に設置してNTT東西のボトルネック設備に接続したときに、NTT東西と同等の条件で当該ボトルネック設備を利用できない場合、当該設備についてもコロケーションの必要性が認められることから、コロケーションルールの対象として扱うことが適当である。

²³ NTT東西あて「接続料の算定に関する事項について」(郵電業第101号(99年8月31日))

例えば、NTT東西の局舎に電気通信設備をコロケーションし、当該電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送するために他の電気通信事業者の専用線等を利用する際、回線終端装置を設置する場合がある。この際、当該回線終端装置については、これを局舎外に設置することとした場合、接続事業者の電気通信設備とNTT東西の設備との同等性を有する接続が確保されなくなると認められるため、コロケーションルールの対象とすることが適当である。

イ コロケーションリソースの過剰保留の抑制

(a) 主な意見

提案募集等の結果、コロケーションリソースの過剰保留に対しては、既に6ヶ月ルール²⁴等の措置が講じられており、これ以上の対策は不要との意見がソフトバンクから示された。

これに対して、保留期間の短縮化などコロケーションリソースの過剰保留を抑制する措置を講じることが適当との意見が、NTT3社、イー・アクセス、ケイ・オプティコム及びアッカ・ネットワークスから示された。

具体的な提案として、NTT3社から、次の方策により他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限り保留できるように促し、有限なリソースの有効利用を図る必要があるとの意見が示された。

① リソース保留開始から課金開始するルールの導入

最大6ヶ月となっている無料保留期間を見直し、リソースの保留開始(POI調査回答時点)から課金するルールを導入する。

② 保留期間短縮化によるリソース返却の促進

リソースの保留開始から工事着手までの期間を最大12ヶ月から最大9ヶ月に短縮するとともに、工事着手から工事完了までの期間を無期限から最大6ヶ月に短縮化する。

この他、①他の事業者が保留中のコロケーションスペースの開放を要求した場合は関係事業者間で協議し、当該スペースが利用可能となるよう検討するスキームの導入や②他社の保留終了期限前から予約申込みが可能となるような仕組みの導入が適当との意見がKDDI及びソフトバンクから示された。

また、コロケーションリソースのない局舎を対象に、①NTT東西を含めた接続事業者の利用申込状況、②保留リソースの解除時期、③リソースの見直し時期といった情報を開示する仕組みの導入や、開示情報更新のタイムラグを

²⁴ NTT東西の接続約款(第10条の4第3項)において、リソースの保留開始(相互接続点(POI: Point Of Interface)調査の回答)時点から工事に着手するまでにコロケーションスペースを費用負担なしに保留できるのは、最大6ヶ月とされている。

可能な限り少なくし、情報の精度を向上させるため、支店単位での開示情報の管理、更新を行う必要があるとの意見がイー・アクセスから示された。

(b) 考え方

コロケーション手続における非効率性を排し、コロケーションリソースの有効活用を図る観点から、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するため、無料保留期間の短縮等を行うことには、合理性が認められる。

したがって、NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じることが適当である。

しかしながら、コロケーションリソースを保留したものの利用せずにキャンセルする場合として、接続事業者が複数の局舎におけるコロケーションリソースの利用を希望していたが、この中のいずれかの設備が提供不可であるために結果として全体をキャンセルせざるを得ないといった事情があることがKDDIから指摘されている。

この点に鑑みれば、コロケーションリソースの過剰保留を抑制する措置を講じる前提として、本章1で述べた中継ダークファイバを利用できないケースを可能な限り少なくするための措置を講じるとともに、コロケーションリソースの有無に関する情報について接続事業者に速やかに提供される仕組みを構築することが適当である。

具体的には、情報開示告示を改正し、現に中継ダークファイバの場合に行われているのと同様、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすることが適当である。

3. 電柱におけるコロケーションルール

(1) 現状

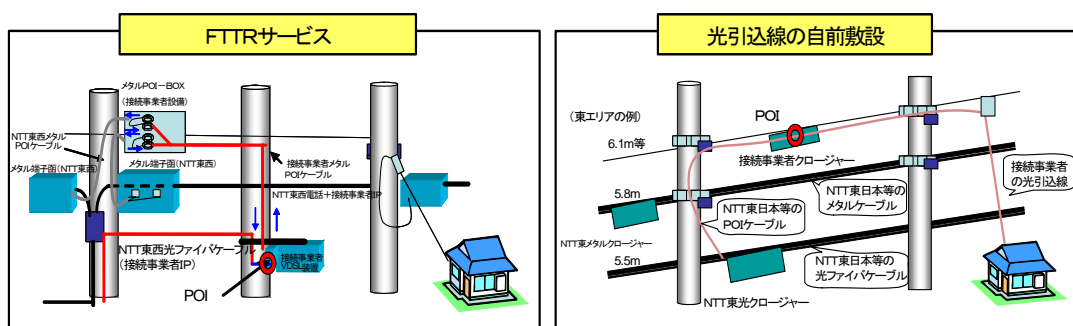
行政当局は、04年12月21日付情報通信審議会答申の要望事項²⁵を契機として、接続事業者がNTT東西と同等に自ら光引込線を敷設できるようにすることにより設備ベースの競争を促すことを目的として「光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等に関する検討会」を開催し、05年7月に一定の取りまとめを行った。

これを踏まえ、06年には接続事業者による光引込線敷設の試行的実施が行われ、07年には「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成14年総務省告示第225号。以下「電柱・管路ガイドライン」という。)が改正予定であるなど、接続事業者の自前敷設促進に向けた環境整備が行われていることから、今後、接続事業者が自ら引込線を敷設してNTT東西の固定端末系伝送路設備と接続するという形態が増加する可能性がある。

また、き線点付近でNTT東西の加入ダークファイバと既存のメタル回線を接続してVDSLサービスを行う形態(FTTR: Fiber To The Remote terminal)について、接続事業者からサービス提供の要望があったことを契機として、06年11月にTTC((社)情報通信技術委員会)においてシステム及び運用基準についての標準化が行われ、同年12月には総務省告示の改正により技術基準が定められるなど、その実施に向けた環境が整いつつある。

このように、従来NTT東西の局舎内で行われていた相互接続が電柱上でも行われる事例が今後増加することが見込まれるため、電柱におけるコロケーションについてルール整備を行うことについて検討する必要性が生じている。

(図表3-3) 電柱上でのコロケーションの例



²⁵ 「NTT東日本及びNTT西日本において、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一東化の是非等について検討し、その結果について平成17年3月末までに総務省に報告すること」が要望された。

(2) 主な意見

ア 電柱にコロケーションルールを適用することの是非に関する意見

提案募集等の結果、電柱使用料や使用手続き等の更なるルール化を行う場合、全ての利害関係者に適用されるルールとして整理すべきであり、NTT東西の電柱のみに適用されるコロケーションルールの枠組みで議論するのは不適切との意見がNTT3社から示された。

これに対して、電柱についてNTT東西の局舎内での接続同様のコロケーションルールを設定することは適当との意見が、KDDI、ソフトバンク、ケイ・オプティコム及びアッカ・ネットワークスから示された。更に、コロケーションのニーズがある電柱には、電力事業者が所有する電柱等も含まれるため、これらについてもコロケーションルールを適用すべきとの意見がソフトバンク及びジュピター・テレコムから示された。

イ 電柱におけるコロケーションルールの整備に当たり考慮すべき点に関する意見

提案募集等の結果、電柱におけるコロケーションルールを整備するに当たり考慮すべき点として、以下の3点について意見が示された。

第一に、コロケーションを行うために必要な情報の提供に関し、電柱管理がシステム化されていないため電柱非所有者の電柱借用に時間を要する状況にあることから、電柱借用までの時間短縮のため、電柱所有者が電柱管理に係る情報について、早期にシステム化する等の対策を講じるべきとの意見がソフトバンクから示された。

第二に、電柱の使用条件に関し、接続事業者が一般添架ポイントにPOI-BOXを架設した場合、NTT東西の回線との接続に当たり電柱上での縦引配線²⁶が発生するなど非効率な設備構築となるが、NTT東西の専用ポイントにおいてNTT東西のケーブルとの一束化が図られれば、そのような非効率な設備構築は不要となり、添架空間の有効活用や工事費等の低減も可能となるとの意見がKDDIから示された。

また、これに関連して、NTT東西の設備の添架範囲と同等の添架範囲を接続事業者が利用できるようにすることが適当との意見がソフトバンクから示された。

第三に、電柱使用料に関し、NTT東西の指定電気通信設備の接続料の算

²⁶ 異なる地上高の添架ポイントを利用するため、電柱上で垂直方向に配線すること。

定に用いられている考え方を適用することが適当との意見が、KDDI及びソフトバンクから示された。

これに対し、NTT東西の電柱使用料は、電柱に係るコストをNTT東西及び電柱利用者が利用できる添架可能ポイント数で除して算定しており、NTT東西と他事業者間の同等性は確保されているとの意見がNTT3社から示された。

この他、電柱使用料については、合理的かつ公正性を損なわないものとするとともに算定根拠の開示が必要との意見(ソフトバンク)や、電柱に設置される機器毎に保守性の確保など必要な経費を含め適正な料金を設定すべきとの意見(ケイ・オプティコム)が示された。

また、電柱へケーブル等を添架する際、不平衡荷重を回避するために必要となる場合がある地支線の設置費用については、当該地支線設置の直接の原因となった事業者だけでなく、当該設備を共用する事業者が公平に負担する仕組みとすることが必要との意見がソフトバンクから示された。

(3) 考え方

現行ルール上、電柱に線路を敷設する場合、その使用条件等については、「電柱・管路ガイドライン」に基づき各電柱所有者において定めている標準実施要領によっている。

しかしながら、今後、電柱上に接続事業者が電気通信設備を設置し、NTT東西の電気通信設備と相互接続するケースが増加していくことが見込まれることを踏まえれば、円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)を改正し、NTT東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。

具体的には、電柱上での接続に関し、①コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備、②電柱の使用条件に係るルールの整備、③電柱の使用料に係るルールの整備を行うことが必要であり、併せて、当該ルールを適用する電柱の範囲についても整理することが必要である。

なお、現時点において、電柱上でNTT東西の電気通信設備と相互接続を行うケースとしては、FTTRと光引込線の自前敷設が想定されていることから、以下、この2つのケースを想定して記述する。

ア コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備

コロケーションを行うために必要な情報の提供に関するルールとしては、電柱添架の可否に関する情報、き線点の位置情報及びカバーエリアに関する情報の提供に係るルールの整備等が必要となる。

したがって、情報開示告示を改正し、これらの事項が接続約款において明記されるようにすることが適当である。

なお、電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続きに関するシステム化の是非については、費用対効果の観点を踏まえることが必要であり、NTT東西において所要の検討を行い、その結果について07年末までに行政当局に報告することが適当である。

イ 電柱の使用条件に係るルールの整備

電柱の使用条件に係るルール整備については、NTT東西の電気通信設備との一束化(KDDI)や、NTT東西に割り当てられているポイントの利用(ソフトバンク)を可能とすべきといった意見が示されている。

この点、接続事業者のケーブルがNTT東西の電気通信設備と接続することに鑑みれば、これらの方策により、可能な限り添架ポイントを変更しないこととするのは効率的な設備構築に繋がり、かつ、既に利用されている添架ポイントを利用することとなるため、電力設備との間の離隔不足といった新たに通信線を設置する場合に生じ得る問題についても基本的に回避できる。このため、これらの方策は、電柱上での接続の円滑化を図る観点からは有効な手段となり得る。

さらに、一束化自体は「電柱・管路ガイドライン」²⁷において既にルール化されており、事業者間においては一般的に行われているが、これまでのところ大きな問題点は指摘されていない。

しかしながら、設備の保守・運用の観点からは、異なる事業者の通信線は可能な限り互いに疎であることが望ましいことに鑑みれば、これらの方策については、例えば、接続事業者が単独で通信線を設置することができないなど、

²⁷ 02年3月の「電柱・管路ガイドライン」の改正により、①一束化設備保有者は、事業者から提供申込みがあったときは公平かつ公正な条件で設備を提供し、資本関係等により差別的取扱をしないこと、②一束化設備保有者は、提供申込みを受けた場合は速やかに回答しなければならないこと、③一束化設備保有者による建設又は保守に困難を生じさせる場合や事業者の帰責事由により取り決めが履行されないおそれがある場合といった一束化手設備保有者による「一束化拒否事由」の明確化、④一束化設備保有者が一束化設備を提供する場合は、コストに基づく適正な使用料(対価)を求めることができること、⑤一束化が可能な場合、電柱保有者は空きがないことを理由に電柱の提供を拒否できないこと、等の一束化に関するルール整備が図られた。

迅速かつ容易に電柱に添架できない場合における次善の策として、必要に応じ、事業者間において協議を行うことが適当である。また、当該協議が行われた場合は、NTT東西において、07年末までにその状況について行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に、NTT東西の電気通信設備との一束化について改めて検討することが適当である。

ただし、NTT東西が既に電柱上複数の添架ポイントを確保していること等を踏まえれば、円滑な接続を確保するために、少なくとも、上記の一束化等に準じる対応として、接続事業者が迅速かつ容易に自らの電気通信設備とNTT東西の電気通信設備を接続するための電気通信回線設備を迅速かつ容易に設置することが困難な場合、NTT東西は、技術的・経済的に困難でない限り、当該電気通信回線設備を設置することとするのが適当である。

ウ 電柱の使用料に係るルールの整備

NTT東西の保有する電柱に接続事業者がコロケーションする場合の使用料については、局舎スペース等と同様、利用に見合ったものにするともに、その算定についても、局舎スペース等と同様、正味固定資産価額に基づいて行うことが適当である。

したがって、NTT東西において、電柱使用料を正味固定資産価額に基づき算定することの可否を検討し、可能である場合には、速やかに正味固定資産価額に基づく電柱使用料を設定すべきである。仮に、正味固定資産価格に基づく算定が難しい場合であっても、現行の電柱使用料について改めて検証し、適正化を図る必要がある場合は、これを見直すことが適当である。

この他、電柱の改修等(地支線の設置等)に要する費用については、改修により受益する者が公平に負担することが適当である。

しかしながら、これを電柱の原価に算入し、全ての電柱利用者が負担する仕組みとすることは、前述のWDM装置の場合と同様、非効率な設備構築が助長されるおそれがあり、また、当該改修は必ずしも汎用性のあるものではない²⁸ことから適当ではなく、むしろ、現に設置されている地支線を共用するなど、可能な限り現用設備を有効活用する方向で設備設置が行われることが望ましい。

ただし、電柱上での接続に必要不可欠であり、かつ、複数の事業者が受益する蓋然性が高い電柱改修に要する費用については、電柱の原価に算入することが適当であることから、NTT東西においては、07年末を目途に接続事

²⁸ 例えば、ある区間に設置された地支線は、当該区間に添架されたケーブルに対しては有効であるが、これと異なる区間に添架されたケーブルについては、必ずしも有効ではない。

業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に、電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無について改めて検討することが適当である。

エ 電柱におけるコロケーションルールの適用範囲

本章2「局舎スペース等の扱い」において述べたとおり、コロケーションルールの目的がボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することであることを踏まえれば、少なくとも、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱²⁹について、コロケーションルールを適用することが適当である。

その他の電柱へのコロケーションルールの適用の是非については、当該電柱をコロケーションルールに基づかない条件で使用することが、ボトルネック設備への円滑な接続を阻害するか否かという観点から判断することが適当であり、今後、電柱上で相互接続を行う事例が増加する中で、そのような電柱が具体的に類型化できた場合は、コロケーションルールの適用を検討することが適当である。

したがって、行政当局において、07年度末を目途に電柱におけるコロケーションルールの適用範囲の妥当性について改めて検証することが適当である。

なお、コロケーションルールは、NTT東西の接続約款において規定されるものであり、電力事業者が保有する電柱については、基本的には、その対象となるものではない。ただし、当該電柱であっても、「電柱・管路ガイドライン」に基づき、円滑な電柱添架が確保されるよう努めることが求められる。

²⁹ FTTRであれば、VDSL装置、POI-BOX 及び両者を接続する電気通信回線設備を設置するために添架することが必要な電柱。光引込線であれば、POI-BOXを設置するために添架することが必要な電柱。

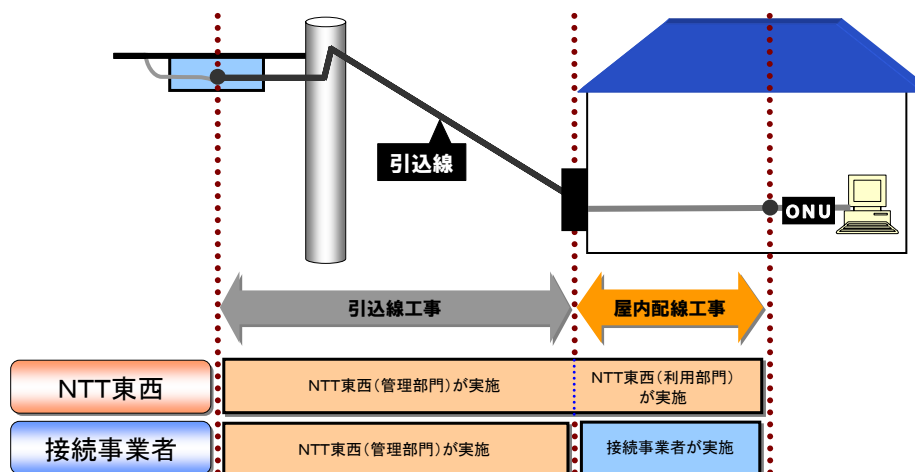
第4章 その他の事項

1. 屋内配線工事の扱い

(1) 現状

屋内配線については、現行接続ルール上、NTT東西に敷設義務が課せられているものではないことから、NTT東西は、DSLサービスに関しては、接続事業者の要望に応じて接続事業者に代わって屋内配線工事を行っているものの、接続事業者がドライカップを用いた直収電話やFTTHサービスに関しては、当該取扱いを行っていない。

(図表4-1) 屋内配線工事及び引込線工事の実施形態



(2) 主な意見

提案募集等の結果、利用部門の場合は屋内配線工事と管理部門により実施される引込線の敷設工事を一体的に実施可能であるのに対し、接続事業者の場合は両工事を別個に行わざるを得ないため、同等性確保の観点から、NTT東西が接続事業者に代わって屋内配線工事を実施する場合の条件をルール化することが適当との意見が、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム及びアッカ・ネットワークスから示された。

これに対し、屋内配線は他事業者や利用者が自由に設置可能な設備であることに加え、接続事業者も引込線を自前で敷設することは可能であり、接続事業者は引込線の敷設工事と屋内配線工事を一体的に実施可能であることから、屋内配線のような不可欠性のない設備にまで規制を拡大することは不適切との意

見がNTT3社から示された。

また、FTTHサービスの屋内配線工事をNTT東西が接続事業者に代わって行う場合の問題点として、ONU³⁰の仕様等が接続事業者毎に異なり、ONU取付工事は当該接続事業者にて実施せざるを得ないことから、NTT東西だけで屋内配線工事を完了させることはできないとの意見がNTT3社から示された。

この点については、ケイ・オプティコムからも、NTT東西の屋内配線一括工事に当たっては、NTT東西と接続事業者との間において、日程調整、工事内容確認、据付位置取り決め等の業務整理を行うとともに、事業者毎のONUの受け渡し方法、試験方法、設置方法等に関する調整が必要である旨の指摘がなされた。

なお、NTT東西から、既にDSLサービスで利用するメタル回線の屋内配線工事については、ビジネススペースで工事を実施しているところであり、その他の屋内配線工事についても他事業者から具体的な要望があれば、ビジネススペースの取引として条件等について協議を行う考えが示された。

(3) 考え方

屋内配線自体は利用者又は接続事業者の設備であり、第一種指定電気通信設備ではないことから、その設置工事については、必ずしもNTT東西が接続事業者に代わって行わなければならないものではないが、現状、NTT東西は、当該屋内配線工事について、第一種指定電気通信設備である引込線の敷設工事と一体として行っている。

他方、接続事業者が引込線の敷設工事を行う場合には、当該接続事業者が屋内配線工事を一体的に実施することは可能であるが、実態として、接続事業者がNTT東西の固定端末系伝送路設備を利用し、かつ、自ら引込線を敷設してサービスを展開している事例はないことから、現時点においては、これを前提として整理することは適当ではない。

以上を踏まえると、NTT東西が引込線の敷設工事と屋内配線工事を一体的に実施しているのに対し、接続事業者の場合は両工事を別個に行うこととなり、その結果、両工事をスムーズに連携できないことは、円滑な接続の阻害要因となり得ることから、屋内配線工事を第一種指定電気通信設備との円滑な接続を行うために必要な事項としてルール化することも考えられる。

しかしながら、屋内配線工事については、利用者が不在の場合の扱い、ONUとの接続方法等、個別の調整が必要になると考えられることから、ルール化に

³⁰ Optical Network Unit の略。光ファイバにおける利用者側の網終端装置。

当たっては、これらについて十分な検討が必要である。

他方、NTT東西は、現在屋内配線工事を行っていない接続事業者のFTTHサービス等についても、他事業者から具体的な要望があれば、ビジネスベースで実施することについて検討を行う旨表明している。

この点、NTT東西が現在ビジネスベースで行っているDSLサービス(電話に重畳しないもの)に係る屋内配線工事について、その費用や運用により円滑な接続が阻害されているという意見はこれまで寄せられていないことを踏まえれば、屋内配線工事について、NTT東西が接続事業者の利用者に対して合理的な条件において実施する限りにおいて、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められない。

したがって、工事条件の同等性を確保するため接続事業者のサービスに係る屋内配線工事をNTT東西が当該接続事業者に代わって行うことについては、当面、NTT東西と接続事業者との間の協議に委ねることとし、行政当局において、その実施状況を注視することが適当である。このため、NTT東西においては、その実施状況について四半期毎に行政当局に報告し、行政当局においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途にルール化の是非について改めて検討することが適当である。

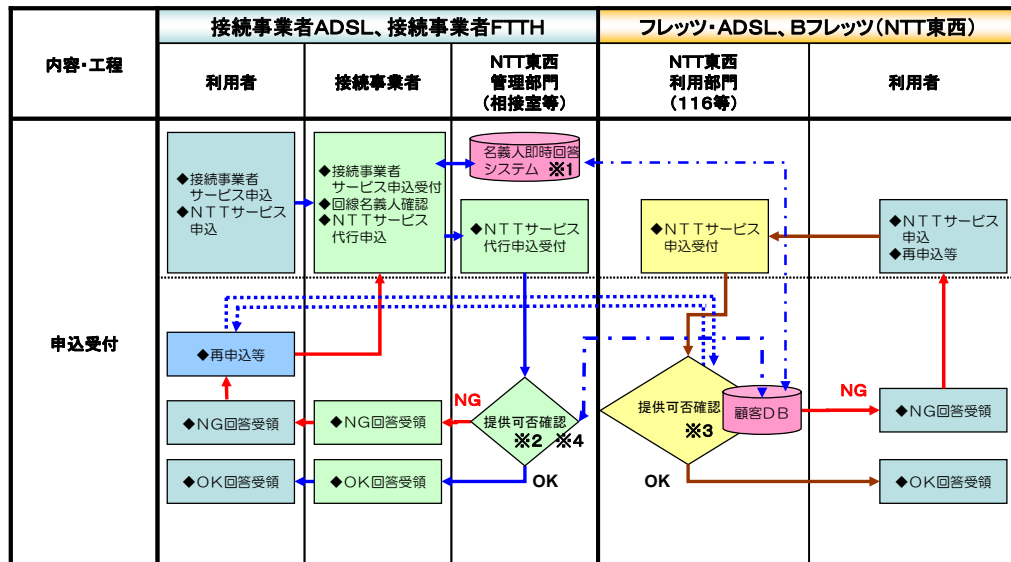
2. 回線名義人情報の扱い

(1) 現状

接続事業者がNTT東西の接続メニューを利用してDSLサービス等を提供する際、多くの場合、NTT東西の加入電話の契約者(回線名義人)による手続が必要となる。他方、NTT東西の電話サービス利用者は、必ずしも回線名義人と一致しない実態がある。このため、接続事業者の上記サービス申込者が回線名義人を把握していない場合、サービス提供までに時間を要したり、申込自体がキャンセルされたりすることがある。

本件に関し、現在、NTT東西により開発された名義人即時回答システム(接続事業者側で入力した回線名義人が正しいか否かを自動的に判定して応答するシステム)が一部の接続事業者により利用されているが、当該システムを利用してもなお名義人が不明であるためサービス提供に時間を要するケースが発生している状況にある。

(図表4-2) 加入電話の契約者(回線名義人)の確認に係る工程



※1: 名義人即時回答システムでは、利用部門の保持する情報を取り込んだシステムにより、接続事業者が回線名義人の一致・不一致を即時に確認できる。

※2: 接続事業者ADSLの場合、回線名義人・DSL重量不可サービス等は、管理部門が利用部門の保持する情報を用いて確認する。(※4)
接続事業者FTTHサービスの場合、各種設備情報について、管理部門での確認が必要となる。

※3: フレッツ・ADSLの場合、回線名義人・DSL重量不可サービス等は、利用部門での確認が必要。

Bフレッツの場合、契約者の本人性確認等は、利用部門での確認が必要。各種設備情報は、管理部門での確認が必要となる。

※4: DSL申込受付システムに取り込まれているデータで自動確認し、NGの場合、管理部門(相接室等)に張り出した顧客DB端末にて目視で再確認する。

(2) 主な意見

ア 回線名義人の確認方法等に関する意見

提案募集等の結果、簡単な漢字違いや住所表示の不一致といった軽微な差異でも受け付けられるようにシステムを改修すべきとの意見が、ソフトバンク及びジュピター・テレコムから示された。

他方、回線利用者やNTT東西の料金請求書に記載の氏名確認により申込可能とすべきとの意見が、KDDI、イー・アクセス及びケイ・オプティコムから示された。

これに対して、電話料金請求書名義人を電話契約者と擬制することは、基本的に契約法理として難しいが、当該システムの運用や回線名義人の確認方法等については、他事業者から具体的な要望等も踏まえつつ見直しを行いたいとの考え方がNTT東西から示された。

この他、そもそも、NTT東西による回線名義人情報のメンテナンスが適切に行われていないことから、実質の権利承継者と名目上の回線名義人の不一致等が発生しているとの意見が、KDDI及びソフトバンクから示された。

この点については、加入電話の回線名義人名の正確性・最新性が確保されるよう、名義人情報の定期的な更新作業を継続して実施すること(ソフトバンク)、回線名義人の情報公開の仕組みを検討すること(KDDI及びケイ・オプティコム)が必要との意見が示された。

イ DSLサービスの申込方法の見直しに関する意見

提案募集等の結果、DSLサービスの提供を円滑に開始できるようにするため、回線名義人でなくとも当該回線の設置先に居住している利用者であれば申し込めるようにすることが適当との意見が、KDDI、ソフトバンク及びアッカ・ネットワークスから示された。

この点について、企業向けの場合、「申込者＝設置先に居住している利用者」でないケースもあり得るため、「当該回線の設置先に居住している利用者」でなくとも申込みを可能とすべきとの意見がアッカ・ネットワークスから示された。

これに対して、加入電話の休止(又は廃止)を伴わない電話重畳型のDSLサービスであれば、当該DSLサービスの契約者と電話の契約者が異なってもよいとすることについて検討を進めることは可能との考え方がNTT東西から示された。ただし、その際は、これに起因して発生する全てのトラブル・損害等について接続事業者が全責任を負うこと、及び具体的な問題が生じた場合の対応ルール等の整備を図ることが実施のための最低条件との意見が併せて示された。

(3) 考え方

ア 回線名義人の確認に係る運用の改善

回線名義人の確認は、NTT東西が同社の加入電話の契約者の承諾を得ていることの確認手段として利用されている。このため、NTT東西の加入電話の契約者の権利関係を変更する場合は、基本的には当該契約者の承諾を得ることが必須であることを踏まえれば、このような場合に回線名義人の確認自体を行わないこととするのは適当ではない。

しかしながら、回線名義人の確認があくまで契約者の承諾の確認であることを踏まえれば、申込者から提示された回線名義人情報が契約者と同一人物（法人）であることが確認できれば十分であり、NTT東西の顧客データベースに登録してある回線名義人情報と一字一句同一である必要はない³¹。

したがって、合理性を有する範囲で、より適切に正しい回線名義人であることを認める運用にすることが適当である。

具体的には、NTT東西において、接続事業者の意見を踏まえつつ、名義人即時回答システムのロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにシステムの改修を行うことが適当である。

また、回線名義人の正誤を自動的に判断するロジックは、現在、名義人即時回答システムのほか、DSL受付システム及び番号ポータビリティ受付システムにも利用されていることから、システムの改修を行う場合は、これらにおいて用いられているロジックを統一することが適当である。

なお、複数の接続事業者から意見が寄せられた回線名義人情報の公開については、契約約款への記載の他、十分な周知活動や回線名義人が開示を希望しない場合に開示を行わない方法の確保が必要となる³²など個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であり、現時点において義務化することは適当ではない。

³¹ 例えば、法人の組織形態の名称のみが異なる場合（例：有限会社と株式会社）については、同一法人と判断することは可能と考えられる。

³² 「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書（02年7月）において、名義人情報を接続事業者が開示するに当たっては、「個人情報の観点から、NTT東日本・西日本の契約約款において、電話契約者名義情報を接続事業者が開示することがある旨規定し、さらに周知活動（NTT東日本・西日本の契約約款の公表、NTT東日本・西日本の支払請求書に同封される周知文書への記載）を行うことが必要である。ただし、開示しないでほしいとの意志を明確にしている名義人がいる場合には、開示しない方法を確保すべきである」と指摘されている。

ただし、NTT東西は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(平成16年総務省告示第695号)に基づき、利用目的の達成に必要な範囲で、契約者情報を最新かつ正確に保つよう努めなければならないことから、NTT東西において、回線名義人情報が最新かつ正確なものとなるよう利用者への周知等を引き続き行うことが適当である。

イ 加入電話の契約関係に変更を加えない場合の扱い

電話重畳型のDSLサービスは、加入電話に重畳するだけであり、基本的には加入電話の契約関係に変更を加えるものではないことを踏まえれば、この場合は、申込者が必ずしも回線名義人と同一人である必要がないと考えられる。

したがって、電話重畳型のDSLサービスについては、NTT東西において契約約款を変更し、DSL事業者等からの申込みを可能とすることが適当である。

ただし、この場合においては、加入電話の契約者の権利と電話重畳型のDSLサービスの契約者の権利が相反することがあり得るため、両者の優劣については事前に明確にする必要がある。また、加入電話の契約者等への対応については、接続事業者側で行うこととするのが適当である。

3. 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

(1) 現状

加入ダークファイバ及び局内光ファイバについては、接続の申込みがあったもののうち約1割が利用されずにキャンセルされているが、接続事業者によりキャンセルされた加入ダークファイバ及び局内光ファイバに関し、その時点までに行われた現場調査、設計、工事等に要した費用は、基本的に当該接続事業者が個々に負担するのではなく、接続料の原価の一部に組み込まれるという仕組みになっている。

また、加入ダークファイバについては、接続事業者から接続の申込みがあったものの工事日の連絡がないため、工事の実施ができず、利用されないまま1か月以上保留されている芯線が約2,000芯(NTT東日本)発生している³³。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、次のように手続を見直すべきとの意見がNTT東日本から示された。

- ① 加入ダークファイバ及び局内光ファイバについて、接続開始までに申込みがキャンセルされた場合は、申込みからキャンセルまでに要した費用をキャンセルした接続事業者が負担する仕組みに見直すこと。
- ② 加入ダークファイバについて、利用されないまま芯線が長期に保留されている状況を抑制するため、工事日が確定するまで芯線を保留しない、又は、工事日が確定するまでに一定期間が経過した場合は保留を解除若しくは課金を開始する仕組みに見直すこと。

(3) 考え方

ア 加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みが接続開始までにキャンセルされた場合の扱いについて

第一種指定電気通信設備との接続に要する費用のうち利用部門を含む接続事業者の都合に起因して追加的に発生することとなったものについては、当該接続事業者が負担することが原則である。

また、接続事業者の自己都合による接続申込みのキャンセルは、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を阻害するものであるが、このような追加的な費用について接続事業者が薄く広く負担する仕組みであれば、接続事業者

³³ 06年9月末時点。

側において当該費用を抑制しようとするインセンティブが小さく、このような非効率化を助長することとなる。

したがって、NTT東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用については、当該接続事業者が負担する仕組みとすることが適当である。

イ 加入ダークファイバに係る工事日が長期間確定しない場合の扱いについて

接続の申込みをしたにも関わらず長期間工事日の連絡をしないことについては、特段の合理的な理由が認められない。

したがって、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、上記アと同様、NTT東西において接続約款を変更し、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に、工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合は、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じることが適当である。

第5章 接続ルールの見直し

現在、IP化が急速に進展しており、今後、接続を取り巻く環境が大きく変化する可能性があることを踏まえれば、本答申を受けて行われる制度整備後3年を目途に、関係事業者等の意見を踏まえつつ、再度接続ルールの見直しについて検討することが適当である。

なお、早急に見直すべき問題が生じた場合には、上記の時期を待たずに適宜対応することが求められる。